



11月13日開催 八地申第2号

「三鷹営業統括センター武蔵小金井駅で発生した不当処分・不当転勤の撤回を求める」申し入れ 第2回目交渉報告①

## 交渉の冒頭において労災手続きの関係で、当該組合員へ謝罪したことが述べられる！

【前回の交渉で謝罪に関わる経緯】※HACHIOJI No.27~30 を参照

第1回交渉において、8月9日に弁護士事務所が『第三者行為災害報告書』を元職場の駅に郵送した以降の、経過を交渉で明らかにするように求めた。

①8月21日に『第三者行為災害報告書』が元職場の駅に到着し、八王子支社人事ユニットが報告書を受け取る。地本として駅に放置されていた事を当該組合員Aさんから聞いている事を話した。しかし会社は21日に封書が駅に届いたと発言。会社は「Aさんに不安を与えないようにフォローしながら対応する方が良いと考えた」と発言した。その回答に対し手紙が来た連絡を本人に入れない事は問題である指摘を行う。

②封書が渡されず本人が関わっていない中で、支社が弁護士事務所へ『第三者行為災害報告書』の提出期限を2回していた。9月27日に『第三者行為災害報告書』を8月9日に発送されてから49日後に支社社員がAさんに手渡し、その時に「今書いて欲しい」と話す。Aさんは「持ち帰りたい」「もう少し時間が欲しい」「9月30日の提出は不可能」と答える。

③地本は会社に対し、この間の経緯に関して本人への謝罪を求めた。しかし会社は「速やかに本人に連絡するとかの課題はあった」と話すも、「確かに課題はあったと思っている。ただ本人のためを思っていることはご理解いただきたい」と話し、その場での謝罪を行わず第1回目の申2号交渉は終了した。

④10月25日に支社社員からAさんに電話があった。内容を聞き「謝罪の電話か」を聞いたところ、謝罪であることを認めた。

前回の交渉で謝罪を認めず、議論を長引かせた時間を返せ！



前回の交渉で謝罪を行なうべきであったことを指摘！

その②へ続く